

まずは耐震診断しませんか？

耐震診断と耐震改修の費用の一部を助成

皆さんは、自分が住んでいる住宅がどの程度の地震に耐えられるかご存知ですか？

ここ数年、全国各地で大規模な地震が発生しています。平成30年2月には、北海道が全道の地震被害想定調査結果を公表し、岩見沢市において一番被害の大きい想定地震による建物被害は、全壊1,541棟、半壊3,546棟となっています。

旧耐震基準で建てられた住宅は、大地震により大きな被害を受ける可能性が高く、自分の家族の命の危険はもとより、隣接する建築物や道路にも被害を及ぼす恐れがあります。

まずは住宅の耐震性を確認してみませんか？

耐震性がないと…

旧耐震基準	昭和56年5月31日までに着工された建物 震度5程度までの地震に耐え得る設計
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に着工された建物 震度5強なら軽微な損傷で済み、震度6強でも即座に倒壊しない設計

岩見沢市木造住宅耐震改修等助成事業

	耐震診断	耐震改修
対象住宅	次の全てに該当する住宅 ●市内にある木造住宅（戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅）で、岩見沢市民が居住している ●昭和56年5月31日以前に着工された ●地上階数が3以下で、木造部分は階数が2以下 ●柱、はりなどの構造耐力上主要な部分が木造軸組工法（在来工法）で造られた ●建築基準法その他関係法令に違反がない	※耐震診断により、地震に対し、倒壊、崩壊する危険性がある、または高いと判断され、市内に本社があり、建設業の許可（建築工事業）を取得している業者に工事を依頼するものに限る。 左記の耐震診断以外でも対象となるものがありますので、詳しくはお問い合わせください。
対象者	市内の木造住宅の所有者で、市税などに滞納がないこと	
助成額	耐震診断に要する費用の80%（1,000円未満切り捨て）で、上限4万円	耐震改修設計費を含めた耐震改修工事に要する費用の40%（1,000円未満切り捨て）で、上限100万円
受付期間	4月2日(月)～12月28日(金)	
※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。		

申請・問合せ先 市建築課建築指導係